

二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト
補助事業実施要領

第 1 目的

この実施要領は、地球温暖化対策推進事業費補助金（二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業）交付要綱第 4 条第 5 項の規定に基づき、同要綱第 2 条の補助事業（以下「事業」という。）の実施に関する要件その他の必要な事項を定めることにより、事業の適正な遂行に資することを目的とする。

第 2 事業の要件

事業は、以下の要件を満たすものであること。

- (1) 二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の二国間文書に署名した又は署名することが見込まれる国において、代替フロン等の漏えいを防ぐ措置を講じながら、使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊活動を行うとともに、JCM を通じて我が国の削減目標達成に貢献する事業であること。
- (2) 補助事業がパートナー国の持続可能な開発に寄与すること。
- (3) 事業の成果として、温室効果ガスの排出削減量を定量的に算定し、検証できるものであること。
- (4) 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。
- (5) 事業が JCM 事業としてプロジェクト登録され、かつ、クレジットが発行される可能性があるると合理的に見込まれること。

第 3 補助事業者の要件

補助事業者は、以下の要件を満たす者であること。

- (1) 補助事業の交付を申請出来る者は、次に掲げる者とする。
 - (ア) 民間企業
 - (イ) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (ウ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (エ) 学校法人及び国立大学法人
 - (オ) 法律により直接設立された法人
 - (カ) その他大臣が適当と認める者
- (2) 国際コンソーシアムの代表事業者であること。
- (3) 事業を的確に遂行するに足る能力・実施体制が構築されており技術的能

力を有すること。

- (4) 事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎・経営健全性を有すること。
- (5) 事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6) 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- (7) 別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。
- (8) 事業を自ら行い、かつ、事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者であること。

第4 交付の対象となる事業の範囲

- (1) 事業の実施のための詳細設計。
- (2) 継続的かつ適切な MRV 体制を構築するための活動及びモニタリング機器等の購入。
- (3) モニタリングの実施。
- (4) 事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係事業者・団体・地方自治体及び周辺地域住民等（以下「現地関係者」という。）の普及啓発。
- (5) 代替フロン等の回収・破壊に必要な設備の購入。
- (6) 代替フロン等の回収・破壊に必要な現地関係者への技術移転及び訓練。

第5 補助事業者によるJCMプロジェクトの温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証の実施、プロジェクトの登録及びクレジットの納入

- (1) 実施事業についてJCMとしてプロジェクトの登録申請（第三者機関による妥当性確認の実施を含む。）及び当該登録申請と同時に又はその後にクレジット発行の申請（第三者機関による検証の実施、合同委員会へのクレジット発行通知申請書の提出を含む。）を行わなければならない。
- (2) 補助事業者は、設備が稼働してから財産処分制限期間満了までの期間について（ただし二国間文書が有効な期間内に限る。）クレジットの発行を目指し、クレジットが発行された場合、当該クレジットから、プロジェクト全体の補助対象経費合計に占める補助金の額の割合を乗じた量と、発行されたJCMクレジットの2分の1に相当する量とを比較して大きい方の量以上を、日本国政府の口座に納入しなければならない。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、速やかに大臣に報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、令和元年5月16日から施行する。